

令和 6 年度

1 号認定園児 保護者各位

中城みなみ保育園・幼稚園
園長 上間悦子
≪公印省略≫

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 6 年度、本園が代理受理した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受理」の通知の法定の位置付け

・子ども、子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てる為、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受理」と呼んでいます。）

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受理した施設型給付費の額について、令和 6 年度の実施を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

中 こ 第 4176 号
令 和 7 年 6 月 3 日

法 人 名 社会福祉法人 明秀福社会
施 設 名 中城みなみ保育園・幼稚園
代 表 者 名 理事長 新城 安哲 殿

中城村長 比嘉 麻乃
(公 印 省 略)

令和6年度施設型給付費公定価格の額について

貴施設における令和6年度の公定価格の額について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項に基づき下記の表に記載いたします。貴施設におかれましては、各支給認定保護者へ施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願い致します。

また、本通知は「1号認定に係る通知」となっておりますので、あらかじめご了承ください。

	満3歳児	3歳児	4歳児以上
4月	107,435	107,435	88,905
5月	107,435	107,435	88,905
6月	107,895	107,895	89,365
7月	106,585	106,585	88,055
8月	106,995	106,995	88,465
9月	106,995	106,995	88,465
10月	106,995	106,995	88,465
11月	104,615	104,615	86,085
12月	103,825	103,825	85,295
1月	103,825	103,825	85,295
2月	103,825	103,825	85,295
3月	109,115	109,115	90,585

※1人あたりの単価となっております。

中城村役場 こども課
担当者: 保育・こども園係
TEL: 098-895-2134
FAX: 098-895-3048

令和 6 年度

2 号 3 号認定園児 保護者各位

中城みなみ保育園・幼稚園
園長 上間悦子
≪公印省略≫

令和 6 年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和 6 年度、本園が代理受理した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受理」の通知の法定の位置付け

・子ども、子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てる為、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受理」と呼んでいます。）

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受理した施設型給付費の額について、令和 6 年度の実施を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

法 人 名 社会福祉法人 明秀福祉会
施 設 名 中城みなみ保育園・幼稚園
代表者名 理事長 新城 安哲 殿

中城村長 比嘉 麻乃
(公 印 省 略)

令和6年度施設型給付費公定価格の額について

貴施設における令和6年度の公定価格の額について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項に基づき下記の表に記載いたします。貴施設におかれましては、各支給認定保護者へ施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願い致します。

また、本通知は「2・3号認定に係る通知」となっておりますので、あらかじめご了承ください。

	乳児		1・2歳児		3歳児		4歳児以上	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	211,000	207,600	120,720	117,320	65,700	62,300	47,900	44,500
5月	211,000	207,600	120,720	117,320	65,700	62,300	47,900	44,500
6月	211,000	207,600	120,720	117,320	65,700	62,300	47,900	44,500
7月	211,000	207,600	120,720	117,320	65,700	62,300	47,900	44,500
8月	211,020	207,620	120,740	117,340	65,720	62,320	47,920	44,520
9月	211,020	207,620	120,740	117,340	65,720	62,320	47,920	44,520
10月	210,990	207,590	120,710	117,310	65,690	62,290	47,890	44,490
11月	210,830	207,430	120,550	117,150	65,530	62,130	47,730	44,330
12月	210,840	207,440	120,560	117,160	65,540	62,140	47,740	44,340
1月	210,840	207,440	120,560	117,160	65,540	62,140	47,740	44,340
2月	210,810	207,410	120,530	117,130	65,510	62,110	47,710	44,310
3月	216,250	212,850	125,970	122,570	70,950	67,550	53,150	49,750

※1人あたりの単価となっております。

単位:円

中城村役場 こども課
担当者:保育・こども園係
TEL:098-895-2134
FAX:098-895-3048